ゆるり倶楽部 会員規約(案)

本規約は、総合実証事業実行委員会が運営する"ゆるり倶楽部"の会員が、"ゆるり倶楽部"のもとで会員向けに提供される各種サービスを利用するにあたり、あるいは会員が"ゆるり倶楽部"のもとでサービスの提供を行うにあたり、適用される条件を定めるものです。

第1章 総則

第1条(ゆるり倶楽部の趣旨)

ゆるり倶楽部は、家事、地域交通、日常的なレジャーなどに関する生活支援サービスが必要でありながら、公共サービスによってはこれを提供することが不可もしくは困難な地域において、地域内の市民や関係事業者らの合意のもとに、サービスを提供する市民と利用する市民の相互理解と相互協力によってこのサービスの提供・利用の架け橋となるシステムです。

サービスの利用者となる市民はもとよりサービスの提供者となる市民の双方にメリットが生じる持続可能な市民サービスの仕組みを運営することから、互助コミュニティを 創造することを目的としています。

第2条(倶楽部サービス・本規約の適用地域・団体)

- 1 ゆるり倶楽部を介したサービスは、福井県鯖江市の市域内において提供され、利用されるものとします。
- 2 ゆるり倶楽部の運営は、総合実証事業実行委員会に参画する団体等のうち、下記の団体による自主的実証事業を通じて実践されます。本規約は、ゆるり倶楽部の運営・事業の実践にあたるこれら下記団体の事業に適用されます。特に、下記団体がゆるり倶楽部のサービスの実践にあたる場合における会員らとの法的関係については、本規約の第3章以下の各条項における「ゆるり倶楽部」との文言は、下記各団体を含むものとして解釈適用されることとします。
 - ① 一般社団法人地域公共交通鯖江
 - ② (高齢者関係団体)
 - ③ (NPO) · · · · ·

第2章 会員の資格・登録

第3条(会員資格)

ゆるり倶楽部の趣旨に賛同するとともに本規約に同意して会員の登録申請を行った個人について、ゆるり倶楽部がこの申請を承認したときに、当該個人がゆるり倶楽部の会員になるものとします。

第4条(会員種別)

- 1 ゆるり倶楽部の会員種別は、以下の通りとします。
 - (1) 利用会員
 - ① ゆるりプラチナ
 - ② ゆるりハンディ
 - ③ ゆるりジュニア
 - ④ ゆるりエコ
 - ⑤ ゆる旅ビジター
 - (2) 貢献会員
 - ① ゆるりゴールド
 - ② ゆるりシルバー
 - ③ ゆるりブロンズ
 - ④ ゆるりホワイト
- 2 会員は、(1)利用会員と(2)貢献会員を兼ねて登録することができます。
- 3 会員は、(1) 利用会員の中の複数の種別を兼ねて登録することはできません。また、ゆるり倶楽部会員は、(2) 貢献会員の中の複数の種別を兼ねて登録することはできません。

第5条(会員登録)

- 1 会員となろうとする者は、ゆるり倶楽部所定の書式により、あるいは公式サイト・アプリ上において、以下の通りの登録手続きを行う必要があります。
 - ① 真正な個人情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、クレジットカード会員番号)の登録
 - ② 身分証明書の写しの提供(なお、運転免許証などの写真付きのものならば1通、健康保険証・住民票などの写真の無いものならば2通)
 - ③ アカウントで利用する写真(最近6か月以内に撮影されたもの)の登録
 - ④ 使用端末への公式アプリのダウンロード及び設定

- ⑤ 暴力団その他反社会的勢力に属しておらず、かつ、これらと密接な関係を有していないことの誓約
- 2 会員または会員となろうとする者は、複数のアカウントの登録を行うことはできません。 ゆるり倶楽部は、同一会員が複数のアカウントで登録していることを確認したときは、 これらのアカウントの統合もしくはその登録・利用・貢献状況によっては第8条に定 める除名の処分を行うことができることとします。

第6条(退会)

- 1 会員は、ゆるり倶楽部所定の手続きを行うことにより、任意に、ゆるり倶楽部を退会することができます。
- 2 会員が退会した場合は、ゆるり倶楽部のサービスの利用および貢献のいずれも行うことができません。
- 3 会員の退会後も、ゆるり倶楽部は、退会前の登録、利用・貢献などの関する会員情報を 保有・利用することができることとします。
- 4 退会した後において、再度、会員登録手続きを行うことは、妨げられません。この場合において、ゆるり倶楽部は、退会前の情報をその承認の判断において利用することができます。

第7条(一時停止)

- 1 ゆるり倶楽部は、下記の事由を認めたとき、会員資格を一時停止することがあります。
 - ① 会員の登録内容に虚偽があり、ゆるり倶楽部の運営上支障が生じた場合
 - ② 会員の登録内容に変更があったにもかかわらず、所定の届出がなく、ゆるり倶楽 部の運営上支障が生じた場合
 - ③ ゆるり倶楽部のサービスの利用・貢献において、違法行為、不正行為や迷惑行為 があった場合
 - ④ ゆるり倶楽部の運営を妨害した場合
 - ⑤ 本会員規約その他承諾した規約等に違反する行為があった場合
 - ⑥ 暴力団その他の反社会的勢力に属し、あるいはこれらと密接な関係を有している 可能性があると認められた場合
 - ⑦ 前各号に該当することが疑われる場合
- 2 会員資格を一時停止された場合は、一時停止が解除されるまでの間、会員は、ゆるり倶楽部のサービスの利用および貢献のいずれも行うことができません。

- 3 ゆるり倶楽部は、会員資格を一時停止することとした原因となった事由あるいはその疑いが解消されたと判断したときには速やかに会員資格を復旧するものとします。
- 4 会員資格を一時停止されたことにより会員に何らかの損害が生じたとしても、ゆるり倶楽部は、一切責任を負わないものとします。

第8条(除名)

- 1 ゆるり倶楽部は、下記の事由を認めたとき、会員から除名することができるものとします。
 - ① 会員の登録内容について虚偽の申告をした場合
 - ② 会員の登録内容に変更があったにもかかわらず、不正な目的により、所定の届出を行わなかった場合
 - ③ ゆるり倶楽部のサービスの利用・貢献において、犯罪行為、重大な不正行為や、頻回にわたる迷惑行為があった場合
 - ④ ゆるり倶楽部の運営を著しく妨害した場合
 - ⑤ 本会員規約その他承諾した規約等に著しく違反する行為があった場合
 - ⑥ 暴力団その他の反社会的勢力に属し、あるいはこれらと密接な関係を有すると認められた場合
 - ⑦ 会員資格が一時停止された場合をはじめとして、ゆるり倶楽部からの警告を受けた にも関わらず、本規約に違反する行為を重ねた場合
 - ⑧ その他、ゆるり倶楽部が会員として明らかに不適切とし判断した場合
- 2 除名された会員は、以降、ゆるり倶楽部のサービスの利用および貢献のいずれも行うことができません。また、ゆるり倶楽部に再登録することもできません。除名以前に会員が保有していたポイント等も、除名により全て失効します。
- 3 除名されたことにより会員に何らかの損害が生じたとしても、ゆるり倶楽部は、一切責任を負わないものとします。

第3章 会員のサービス、権利・義務

第9条(遵守・禁止事項)

会員は、以下の事項を遵守しなければならないものとします。

① 会員の登録内容について、真正な事実を申告すること。

- ② 会員の登録内容に変更があったときには、遅滞なくこれを申告すること。
- ③ ゆるり倶楽部のサービスの利用・貢献において、違法行為、不正行為や迷惑行為を行わないこと(行為そのものは違法等でないと思われるものであっても、違法・不当な目的で行為しないこと)。
- ④ ゆるり倶楽部の運営を妨害しないこと。
- ⑤ 本規約その他承諾した規約等に違反する行為をしないこと。
- ⑥ 暴力団その他の反社会的勢力に属し、あるいはこれらと密接な関係を持たないこと。
- ① 他の会員などの名誉・プライバシーの毀損・侵害、個人情報の他の目的・用途における使用・漏洩、他者へのなりすましなど、ルール・マナーに反する行為をしないこと。
- ⑧ 故意・過失を問わず、他者に対して、人身・物件・精神的苦痛の別なく、いかなる 損害も与えないこと。
- ⑨ ゆるり倶楽部が市民の理解と協力のもとに成り立つサービスであることを理解し、 互助コミュニティを形成する一員であることの自覚をもって、サービスを提供・利 用し、また他の会員などに接すること。

第 10 条(利用会員が享受できるサービスと料金支払い)

- 1 ゆるり倶楽部を介して利用会員に提供されるサービスは、以下の通りとします。
 - ① 貢献会員の自家用車による域内での送迎
 - ② 家事全般、その他の生活支援
 - ③ 子育て支援
 - ④ 域内における日常的レジャー・娯楽の相手を務めること、その他の支援
- 2 利用会員が前項のサービスを利用する場合においては、以下の点を十分に理解し、かつ 同意したものとみなします。
 - ① ゆるり倶楽部を介して提供されるサービスは、第1条に定める互助のためのものであること。
 - ② ゆるり倶楽部を介して提供されるサービスに関しては、利用会員と貢献会員との間に本規約に基づく契約が成立すること。
 - ③ サービスを提供する貢献会員は、第二種運転免許・介護福祉士・調理師・保育士などの職業的免許・資格などを有する者(以下、「有資格者」という)ではないこと(ただし、有資格者が貢献会員になることを排除するものではないので、有資格者が貢献会員としてサービスを提供する場合もあること)。

- ④ ゆるり倶楽部は、貢献会員と利用会員の間を仲介するのものであり、その事業の ために貢献会員を使用するものではないこと。また、貢献会員は、ゆるり倶楽部 の事業のために使用される者ではないこと。
- 3 ゆるり倶楽部の利用会員は、前項②号に定める契約にのっとり、その利用したサービス に対して、別表の通りの<u>に定める</u>利用料金を貢献会員に直接かつ即時に支払う義務を負 うものとします。
- 4 ゆるり倶楽部の利用会員の種別によって受益内容や特典等に差異を設ける場合は、別途 定める規約によるものとします。

第11条(貢献会員が提供するサービスと料金の収受)

- 1 ゆるり倶楽部を介して貢献会員が提供するサービスは、以下の通りとします。
 - ① 自家用車で行う、利用者の域内の送迎
 - ② 家事全般、その他の生活支援
 - ③ 子育て支援
 - ④ 域内における日常的レジャー・娯楽の相手を務めること、その他の支援
- 2 貢献会員が前項のサービスを提供する場合においては、以下の点を十分に理解し、かつ 同意したものとみなします。
 - ① ゆるり倶楽部を介して提供するサービスは、第1条に定める互助のためのものであること。
 - ② ゆるり倶楽部を介して提供されるサービスに関しては、利用会員と貢献会員との間に本規約に基づく契約が成立すること。
 - ③ ゆるり倶楽部は、貢献会員と利用会員の間を仲介するのものであり、その事業の ために貢献会員を使用するものではないこと。また、貢献会員は、ゆるり倶楽部 の事業のために使用される者ではないこと。
- 3 貢献会員は、サービスの提供にあたり、第二種運転免許・介護福祉士・調理師・保育士などの有資格者である必要はありません(有資格者が貢献会員になることを排除するものではありません)。ただし、貢献会員が前項①のサービスを提供する際には、運転する車両に応じて第一種運転免許は必要であり、また、利用する自家用車などについては以下の要件が満たされなければならないものとします。
 - ① 使用者として自己名義もしくは同居家族名義で自動車登録されていること
 - ② 自動車検査が有効であること
 - ③ 自動車に構造上の欠陥又は機能の障害が無いこと

- ④ 同乗者の受傷等に備える自動車保険契約を締結しており、その保険がサービス提供時に有効に適用されるものであること
- ⑤ 道路交通法その他関係法令を遵守し、安全運転を行うこと
- 43 ゆるり倶楽部の貢献会員は、第2項②号に定める契約にのっとり、その利用したサービスに対して、別表の通りのに定める利用料金を、利用会員から直接かつ即時に収受する権利を有するものとします。
- 54 ゆるり倶楽部の貢献会員の種別によって提供できるサービス内容や特典等に差異を設ける場合は、別途定める規約によるものとします。

第12条(利用会員と貢献会員の間の紛争・事故等)

- 1 利用会員と貢献会員との間で何らかの紛争が生じた場合は、当事者間でその解決を図るべきものとします。ゆるり倶楽部は利用会員と貢献会員を仲介するにとどまり、貢献会員を使用する者ではなく、また、貢献会員の提供する個別サービスに対して直接的な指導監督責任を有するものではないので、利用会員と貢献会員との間の紛争に対しては何ら責任を負わず、かつこれに関与しないものとします。
- 2 ゆるり倶楽部を介して提供されることとなったサービスにおいて、貢献会員の故意過失に起因して事故等が発生した場合は、発生した被害に対して貢献会員が民事上の損害賠償責任その他の法的責任を負うものとします。ゆるり倶楽部は利用会員と貢献会員を仲介するにとどまり、貢献会員を使用する者ではなく、また、貢献会員の提供する個別サービスに対して直接的な指導監督責任を有するものではないので、利用会員と貢献会員との間の事故等に対しては、ゆるり倶楽部は何ら責任を負わず、かつこれに関与しないものとします。貢献会員には一切の故意過失が認められない事故等においても、貢献会員及び利用会員の当事者が事故対応するものとし、ゆるり倶楽部は何ら責任を負わず、かつこれに関与しないものとします。

第4章 個人情報

第13条(個人情報の取扱い方針)

- 1 ゆるり倶楽部は、会員が同意した本規約の定めに従い会員(退会・除名後を含みます。本章において以下同じ)の個人情報を取り扱います。
- 2 ゆるり倶楽部は、個人情報の保護に関する法律(改正された場合は、改正後のものをい

い、以下「個人情報保護法」といいます)その他各種法令を遵守するとともに、会員のプライバシー保護に十分配慮いたします。

3 ゆるり倶楽部では、第 14 条に記載する会員の個人情報を、法令もしくは第 17 一条に基づき提供する場合があります。その場合、提供する個人情報の内容は、それぞれ、法令に定める利用目的もしくは第 15 条に記載する利用目的の達成に必要な範囲といたします。

第14条(取得・保有する個人情報)

ゆるり倶楽部が取得および保有する会員の個人情報は、以下の通りです。

- ① 会員登録および登録事項変更にあたって申告された事項(氏名、性別、生年月日、 住所、電話番号、電子メールアドレス、クレジットカード会員番号等)
- ② 新たなサービスの利用の際やアンケート等により、会員から提供された事項
- ③ 運転免許証など、身分や免許・資格の証明書に記載された事項
- ④ ゆるり倶楽部のサービスの提供・利用(申込み等にとどまった場合を含みます) 履歴とその具体的内容
- ⑤ 地域通貨・提携ポイントの付与・利用等に関する情報や電子マネーのチャージ・ 利用に関する情報等
- ⑥ 会員向けネットサービスを提供する Web サイトおよび他の Web サイトヘアクセスしたことを契機に機械的に取得された、使用端末のブラウザの種類・バージョン、オペレーションシステム、プラットフォーム等のほか、閲覧履歴、サービス利用履歴
- ⑦ 会員のコンピュータがインターネットに接続するときに使用される IP アドレス、 モバイル端末でのアクセスによる契約端末情報・位置情報
- ⑧ 画像または音声によりその個人を識別できるもの
- ⑨ ゆるり倶楽部に提供されたご意見、ご要望、お問い合わせ等の内容
- ⑩ ゆるり倶楽部のサービスの提供・利用(申込み等にとどまった場合を含む)に関してサービス関係者から寄せられた情報・苦情等
- ⑪ 登録、会員資格一時停止、退会等の状況・履歴及びその理由等
- ② その他個人情報保護法を遵守した上で、当社が取得するあらゆる個人情報

第15条(利用目的)

ゆるり倶楽部の個人情報の利用目的は、以下の通りです。

- ① ゆるり倶楽部のシステムおよびサービスの円滑な運営
- ② ゆるり倶楽部のサービスなどの追加・変更の検討とその運営
- ③ ゆるり倶楽部と提携・共同関係にある法人等とのシステム、サービスなどの円滑な運営(共同利用)
- ④ 会員からのご意見、ご要望、お問い合わせ等に対する適切な対応
- ⑤ 第17条に記載する条件に従った、第17条に定める提供先への情報提供
- ⑥ その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

第16条(提携先から提供される個人情報)

- 1 会員が、提携先において、ゆるり倶楽部会員としてそのアカウント情報などを提供した場合、当該会員は、当該提携先からゆるり倶楽部に対して以下に記載される個人情報が提供されることについて、当該提携先に対して同意したものとさせていただきます。
 - ① 提携先におけるご利用の履歴とその具体的内容(提携先利用とゆるり倶楽部会員情報を関連付ける情報を含みます)
 - ② ポイントの付与・利用等に関する情報や電子マネーのチャージ・利用に関する情報 等、会員向けサービスの提供に必要な情報
 - ③ その他上記各事項に準じるもの
- 2 個人情報取扱事業者である提携先が、会員の個人情報をゆるり倶楽部に対して提供する場合には、提携先において会員から同意を得ることとします。

第17条(第三者に対して提供される個人情報)

ゆるり倶楽部が、提携先に対して提供する会員の個人情報の取り扱いは、以下の通り とし、これに反する第三者提供や漏洩はしません(ただし、法令に基づく場合は別とし ます。)。会員は、ゆるり倶楽部が、以下に記載する条件に従って、個人情報を下記に定め る提供先に対して提供することにつき、同意します。

① 提供先について個人情報の提供先は、以下に記載する法人に限ります。

.

- ② 第三者に提供される個人情報の項目は、個人情報各項目のうち、第 15 条に記載する利用目的の達成に必要な範囲に限ります。
- ③ 第三者への提供の手段または方法は、書面もしくは電磁的な方法による送付または送信とします。

第18条(業務委託・共同運営)

ゆるり倶楽部は、本規約に定めるサービスの運営や管理に必要な業務の一部または全部を、守秘義務契約その他情報等管理に関する適切な処理を行う旨の契約を締結したNPO法人、地域団体、自治会等の団体に委託もしくは共同運営する場合があり、この場合においては当該契約にしたがい、ゆるり倶楽部が保有する個人情報を当該団体に提供しあるいは共有します。

第19条(個人情報の開示等)

会員が自己の個人情報について、個人情報保護法またはその関連法令に基づく利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、または第三者への情報提供の停止を求める場合には、ゆるり倶楽部指定の手続きにて請求するものとします。この際、個人情報の開示等に関して、ゆるり倶楽部は、会員から所定の手数料をお支払いいただくことができるものとします。

第5章 運営上の障害その他法的事項

第20条(免責事項)

- 1 天災地変、通信回線障害等の不可抗力およびゆるり倶楽部が必要と判断した場合、会員に事前通知なく会員が受けることのできるサービスの提供を一時的に中止させていただくことがあります。この場合において、会員がサービスの利用等ができない状況になったとしても、それにより生じた損害についてゆるり倶楽部は一切責任を負わないものとします。
- 2 会員は、ゆるり倶楽部の利用アカウントに関する情報(パスワード等の本人認証情報を 含みます)およびこれらが記録された端末等を、自ら責任をもって管理するものとし、 これらの情報の管理に関する会員自身の過失により生じた損害についてゆるり倶楽部は 一切責任を負わないものとします。
- 3 会員向けネットサービスにおいては、利用されたアカウント情報と登録パスワード等とが一致することが所定の方法により確認された場合、会員本人による利用があったものとみなし、それらが盗用、貸与、不正使用その他の事情により会員本人以外の第三者が利用している場合であっても、それにより生じた損害についてゆるり倶楽部は一切責任を負わないものとします。

4 その他、会員の登録情報に変更が生じた場合に変更登録がなされなかったことなど、会員のサービス利用・管理上の過失により生じた損害についてもゆるり倶楽部は一切責任を負わないものとします。

第21条(規約の変更)

ゆるり倶楽部は、予告期間をおいて会員に周知することで、いつでも本規約の内容を変更することができるものとし、予告期間経過後は、変更後の規約が適用されるものとします。

第22条(準拠法・専属管轄等)

- 1 本規約に関する準拠法は、日本法とします。
- 2 ゆるり倶楽部が提供するサービスに関して、会員相互、あるいは会員とゆるり倶楽部と の間で紛争が生じた場合は、その紛争内容の価額に応じて福井地方裁判所または福井簡 易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。